

性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性自認）等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束したことを市が証明する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和7年4月1日から運用開始します。

1 導入の趣旨

現行の婚姻制度を利用できない方でも、2人の関係が尊重され、自分らしく安心して生きることができる環境づくりにつなげるため、同制度を導入するもの。

2 制度を利用できる方

- 互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係であること
- 成人（18歳以上）であること
- 少なくとも一方が市内に居住し住民票があること（宣誓する日から3か月以内の市内への転入予定を含む）
- 配偶者がいないこと
- 他の方とパートナーシップの関係にないこと
- 民法で定められている近親者でないこと

※ファミリーシップとは、パートナーシップ宣誓をした2人の子及び親で、併せて宣誓することができるもの（要件等あり）。

※奥州市では、事実婚の方も対象とする。

3 手続の流れ

①宣誓日の予約（電話またはメール）、②宣誓日の10日前までに必要書類の提出（郵送または持参）、③2人揃って来

庁し、宣誓（窓口、個室の選択可）、④宣誓日当日に「宣誓書受領証」と「同受領証カード」を交付（例外あり）

※予約、提出、来庁などは全て地域づくり推進課

4 利用できるサービス

【奥州市】

- ・市営住宅の入居対象となる
- ・同一世帯の場合、住民票の続柄を「縁故者」と表記することが可能となる

【民間企業等】

携帯電話会社の家族割適用、生命保険金の受取人の指定など（事業者によって異なるため確認が必要）

5 県内市町村の動向

1) 導入自治体

一関市、盛岡市、宮古市、矢巾町、大船渡市、北上市、久慈市、陸前高田市、紫波町、平泉町、八幡平市など11市町が導入済み。令和7年度は当市を含め4市が導入予定である。

(2) 自治体間連携

県内で同制度を導入している自治体間で住所異動をする場合、手続きを簡素化することができる。

（転入・転出自治体間の要件が同一である場合）